

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2024.1.24

農林中金＜パートナーズ＞ J－REITインデックスファンド （毎月分配型）

追加型投信/国内/不動産投信/インデックス型

本書により行う農林中金＜パートナーズ＞J－REITインデックスファンド（毎月分配型）の受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月23日に関東財務局長に提出しており、2024年1月24日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

| | |
|------------|-----------------------|
| 【発行者名】 | 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 牛窪 克彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区九段南一丁目6番5号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

《目次》

| | 頁 |
|----------------------------|----|
| 第一部 【証券情報】 | 1 |
| 第二部 【ファンド情報】 | 4 |
| 第1 【ファンドの状況】 | 4 |
| 第2 【管理及び運営】 | 31 |
| 第3 【ファンドの経理状況】 | 39 |
| 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 53 |
| 第三部 【委託会社等の情報】 | 54 |
| 第1 【委託会社等の概況】 | 54 |

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

農林中金<パートナーズ> J-R E I Tインデックスファンド（毎月分配型）
（以下「ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※ 基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

- ※ 「分配金再投資（累積投資）コース」^{（注）}により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。
- ※ 「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。
- ※ 「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

2024年1月24日から2024年7月23日までとします。（継続申込期間）

※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金[※]を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である農中信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

a. 申し込みの方法

- ① 当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

- ② 取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

- ③ 「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）※を締結します。

※ 「農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

- ④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

b. 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|--------------------|----------------|---|--------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 | インデックス型 特殊型 |

商品分類定義

| | |
|---------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 不動産投信 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象インデックス |
|---|----------------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | 日経225 |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 北米 欧州 | | |
| 不動産投信 | 年4回 | アジア | ファンド・ オブ・ ファンズ | TOPIX |
| その他資産 () | 年6回 (隔月) | オセアニア | | |
| 資産複合 () | 年12回 (毎月) | 中南米 | | |
| 資産配分固定型 | 日々 | アフリカ | | |
| 資産配分変更型 | その他 () | 中近東 (中東) エマージング | | |
| | | | | その他 (東証REIT指数 (配当込み)) |

属性区分定義

| | |
|-----------------------------|---|
| 不動産投信 | 目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。 |
| 年12回（毎月） | 目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| その他 (東証REIT指数 (配当込み)) | 目論見書又は投資信託約款において、東証REIT指数（配当込み）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

ファンドの目的

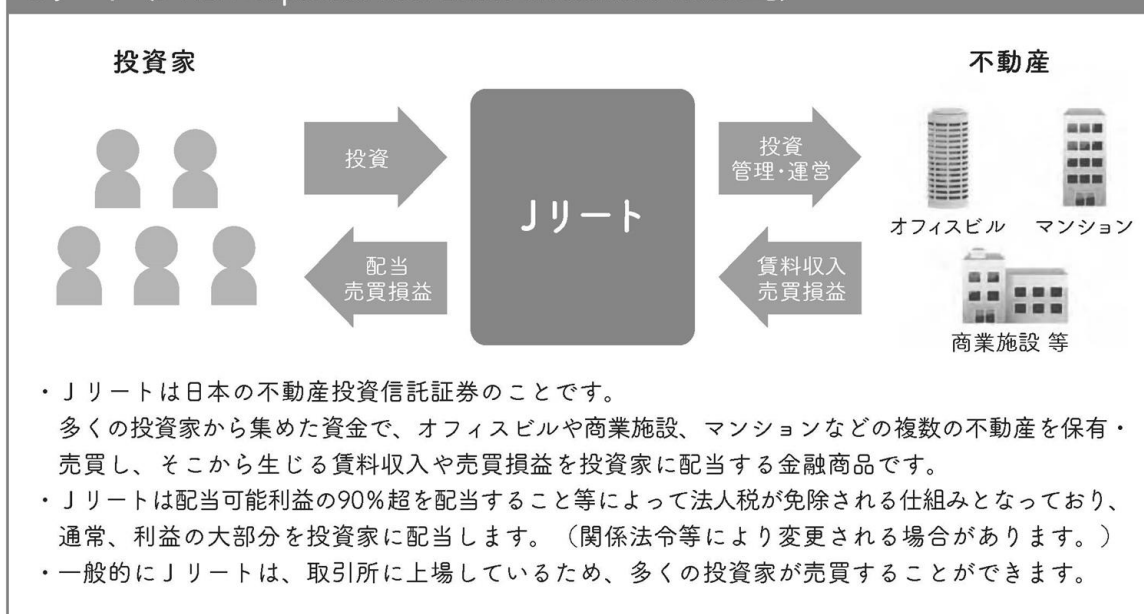
この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

① 東京証券取引所に上場されている不動産投資信託証券(Jリート)を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。

■ 運用にあたっては、東証REIT指数(配当込み)に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)に分散投資を行い、Jリートの組入比率は原則として高位に保ちます。

Jリート (J-REIT:Japanese Real Estate Investment Trustの略)



■ 東証REIT指数先物取引等を利用することによって取引コストを軽減させつつ、東証REIT指数(配当込み)との連動性を高める運用を目指します。

■ 当ファンドは、東証REIT指数(配当込み)との連動性を高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により東証REIT指数(配当込み)の動きと乖離が生じます。

- ① 売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
- ② 売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
- ③ 東証REIT指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と東証REIT指数(配当込み)との乖離による影響
- ④ 東証REIT指数(配当込み)との構成比率が異なることによる影響

② 原則として、配当等収益を中心に毎月安定した分配を継続的に行うことを目指します。

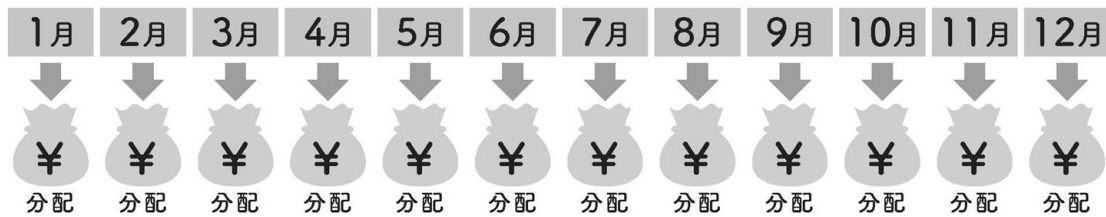
■ 投資するJリートの配当収益・売却益(評価益を含みます。)等を分配原資とします。

■ 決算時(毎月23日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。

■ 分配金は、委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金受取りのイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(注) 分配金の取扱いは、分配金受取(一般)コースと分配金再投資(累積投資)コースの2つの方法があります。「分配金再投資(累積投資)コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、単独でJリートへ直接投資を行います。

<イメージ図>



主な投資制限

- Jリートへの投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

東証REIT指数

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券の全銘柄を対象として算出した指数です。J P X総研が算出・公表しています。算出方法は2003年3月31日の時価総額を1,000ポイントとして、その後の時価総額を指数化したものです。

東証REIT指数の著作権について

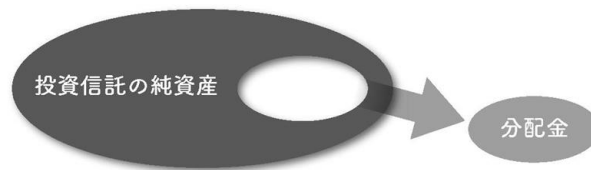
- ・東証REIT指数の指数値および同指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・J P Xは、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数に係る標章または商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・J P Xは、同指数の指数値および同指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・J P Xは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・J P Xは、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

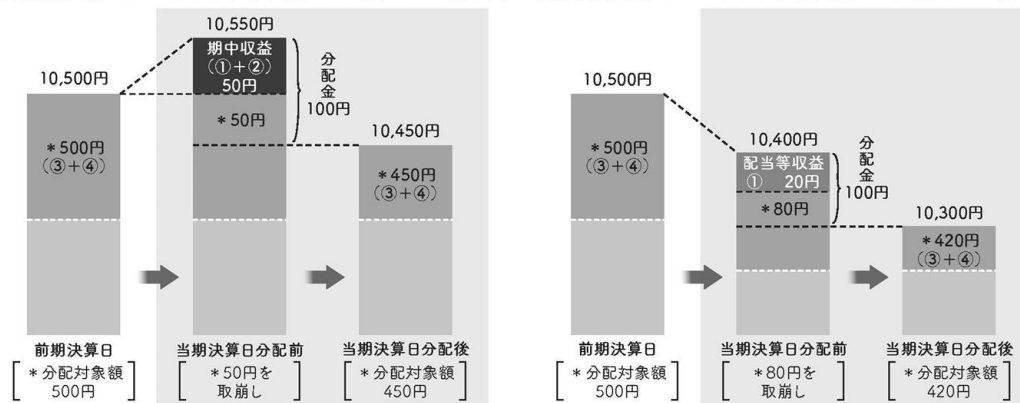
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）（前期決算日から基準価額が下落した場合）

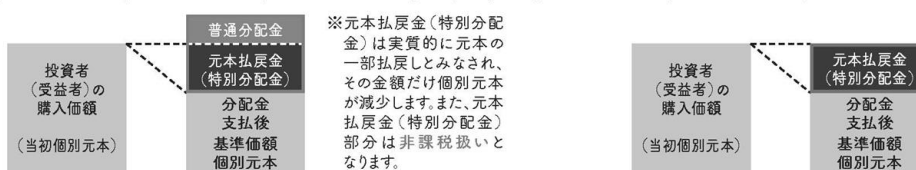


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



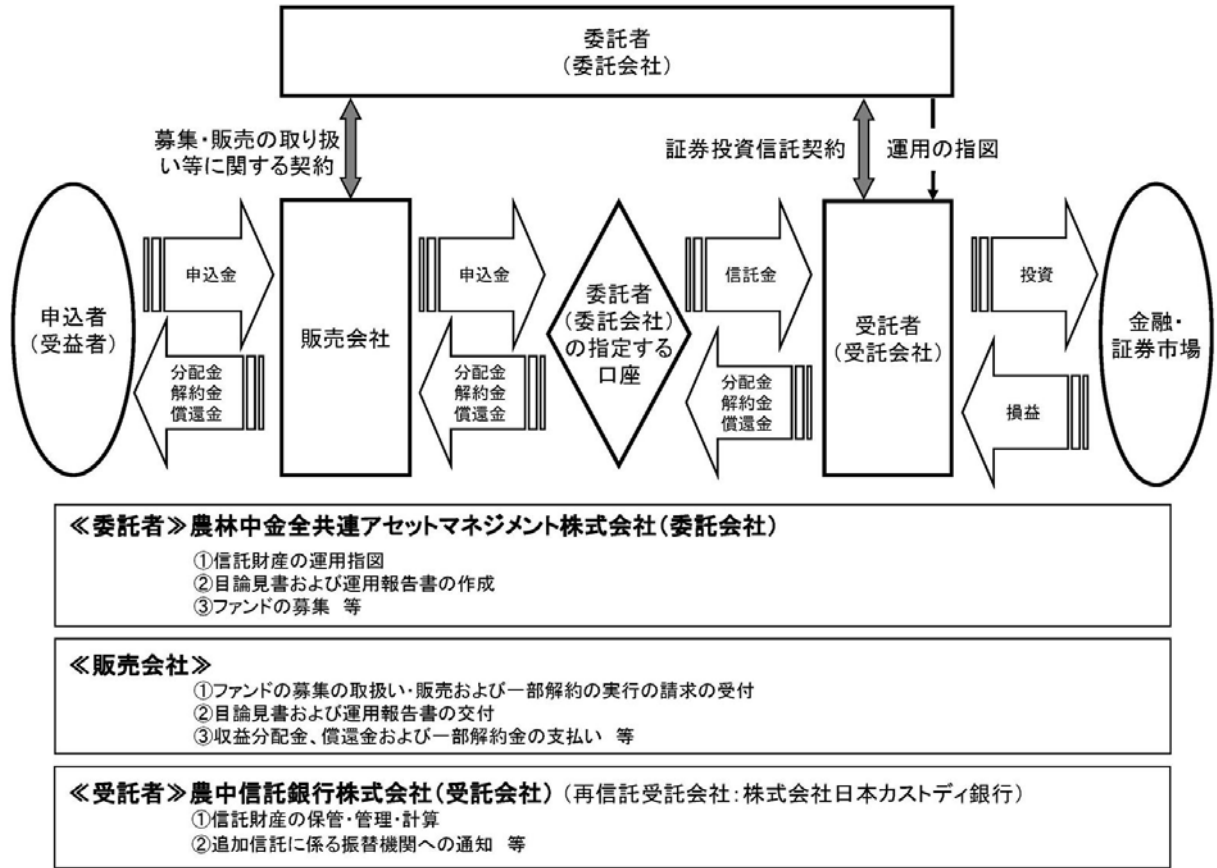
普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

（2）【ファンドの沿革】

- 2012年11月6日 有価証券届出書の提出
- 2012年11月22日 募集開始日
- 2012年11月26日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
- 2019年7月24日 ファンド名称を「NZAM J-REITインデックスファンド（毎月分配型）」から「農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



<ファンド・オブ・ファンズ>

当ファンドは、単独でJリートへ直接投資を行います。

Jリートは、不動産投資信託証券のため投資形態はファンド・オブ・ファンズとなります。



委託者（委託会社）の概況（2023年10月31日現在）

① 資本金の額

1,466百万円

② 沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---------------|-------------------|------------|-------------|
| 農林中央金庫 | 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 | 19,551 | 66.66 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 | 9,779 | 33.34 |

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

① 投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

(イ) 主としてわが国の取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証REIT指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）に分散投資を行います。

(ハ) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。

(ニ) 運用の効率化を図るため、東証REIT指数先物取引を利用する場合があります。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 国内において行われる有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）を行うことができます。

(2) 【投資対象】

運用の指図範囲等（約款第16条）

① 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第8号および第9号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

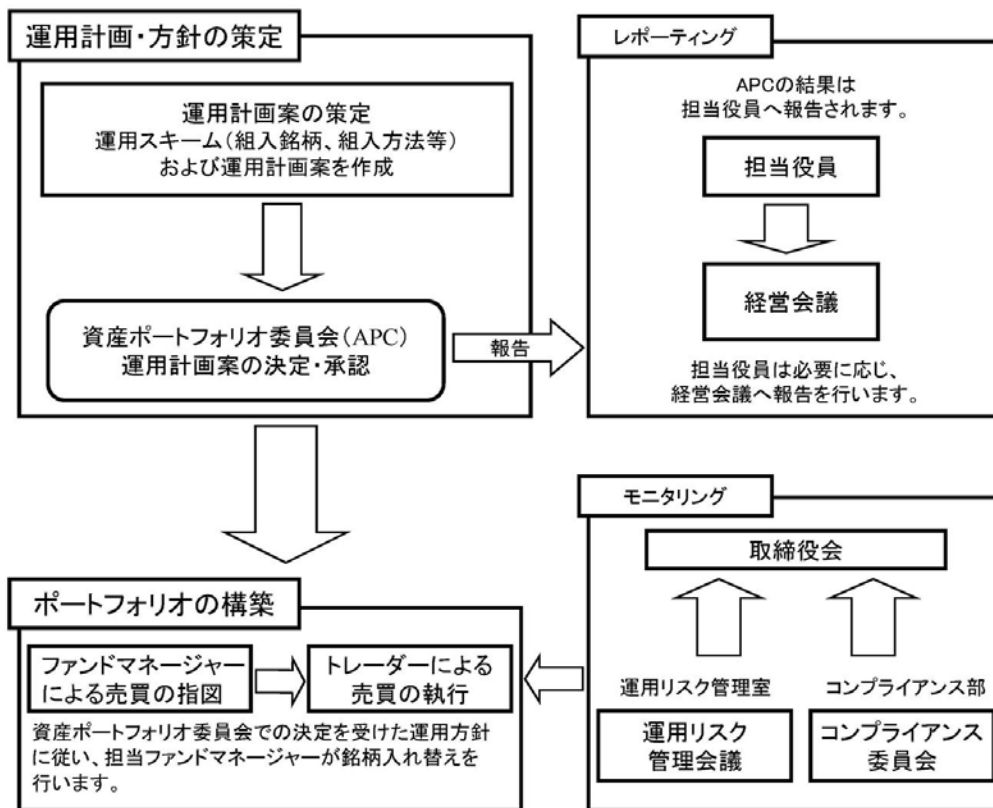
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

農林中金<パートナーズ> J-REITインデックスファンド（毎月分配型）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

| 部署 | 人員 |
|-----------|--------------------------------|
| 運用部 | 100名程度 (うち 投資判断に携わる者 80名程度) |
| トレーディング部 | 10名程度 |
| コンプライアンス部 | 10名程度 |
| 運用リスク管理室 | 5名程度 |

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（原則として毎月23日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第33条）

① 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の支払い等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

a. 不動産投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への投資は行いません。

c. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

d. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第19条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

e. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

f. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

g. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 第1項第1号および第2号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

h. 有価証券売却等の指図（約款第24条）

委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図（約款第25条）

委託者は、約款第24条（上記h.）の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 資金の借入れ（約款第26条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

k. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

l. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとなっております。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、Jリートなど値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 価格変動リスク

一般に、Jリートは不動産市況（価格、賃料、稼働率等）や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、Jリートの収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れているJリートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資するJリートやそのスポンサー企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、当該Jリートの価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 乖離リスク

当ファンドは、東証REIT指数（配当込み）との連動性をより高めるよう運用を行います。主として次の要因により東証REIT指数（配当込み）の動きと乖離が生じます。

イ. 売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ロ. 売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ハ. 東証REIT指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と東証REIT指数（配当込み）との乖離による影響

ニ. 東証REIT指数（配当込み）との構成比率が異なることによる影響

③ 流動性リスク

時価総額が小さい場合や取引量が少ない等流動性が低い場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、基準価額の変動要因となります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意事項

○ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○ 東証REIT指数（配当込み）が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、東証REIT指数（配当込み）が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、東証REIT指数（配当込み）が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に東証REIT指数（配当込み）が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

(3) 投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。ま

た、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（運用リスク管理室）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[コンプライアンス委員会]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

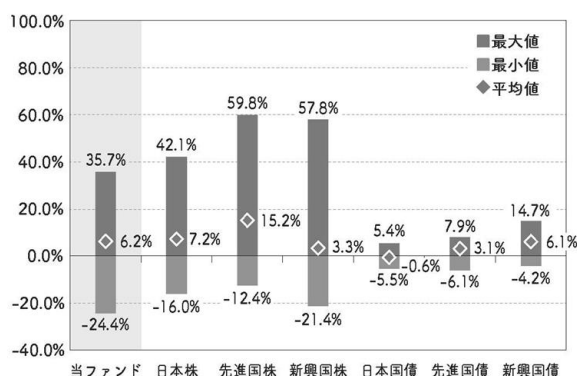


*2018年11月～2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



*2018年11月～2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●東証株価指数(TOPIX)の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

●「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額※（当該基準価額に0.10%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。（以下同じ。）

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.44%（税抜0.40%）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

| 委託者 | 販売会社 | 受託者 | 合計 |
|--------|-------|--------|-------|
| 0.155% | 0.20% | 0.045% | 0.40% |

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

※ ファンドが投資対象とするJリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

(4)【その他の手数料等】

① 投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

② 投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替

えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1) から (4) の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照ください。）

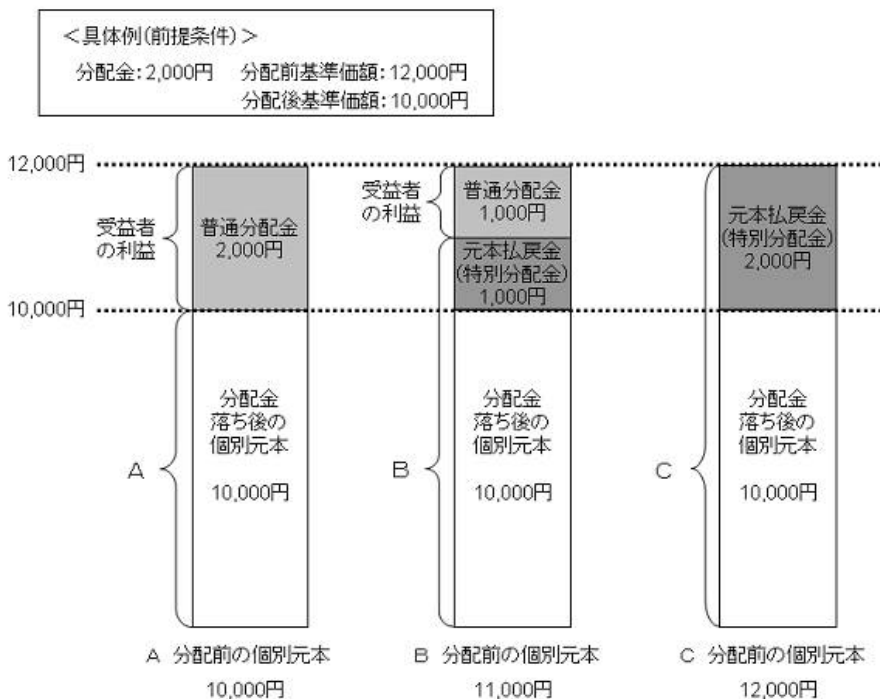
＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 当ファンドは、一定の要件を満たした場合に適用となる少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の対象外です。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2023年10月31日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2023年10月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 投資証券 | 日本 | 1,135,365,450 | 96.33 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | — | 43,229,838 | 3.67 |
| 合計(純資産総額) | | 1,178,595,288 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------|----|------|------------|---------|
| REIT指数先物取引 | 買建 | 日本 | 41,653,000 | 3.53 |

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|------|-------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 投資証券 | 日本ビルファンド投資法人 | 128 | 590,000 | 75,520,000 | 607,000 | 77,696,000 | 6.59 |
| 2 | 日本 | 投資証券 | ジャパンリアルエステイト投資法人 | 113 | 566,000 | 63,958,000 | 561,000 | 63,393,000 | 5.38 |
| 3 | 日本 | 投資証券 | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 355 | 167,500 | 59,462,500 | 166,900 | 59,249,500 | 5.03 |
| 4 | 日本 | 投資証券 | 日本プロロジスリート投資法人 | 191 | 265,800 | 50,767,800 | 268,800 | 51,340,800 | 4.36 |
| 5 | 日本 | 投資証券 | 日本都市ファンド投資法人 | 526 | 98,500 | 51,811,000 | 97,500 | 51,285,000 | 4.35 |
| 6 | 日本 | 投資証券 | G L P 投資法人 | 371 | 131,000 | 48,601,000 | 135,500 | 50,270,500 | 4.27 |
| 7 | 日本 | 投資証券 | 大和ハウスリート投資法人 | 166 | 264,800 | 43,956,800 | 267,600 | 44,421,600 | 3.77 |
| 8 | 日本 | 投資証券 | オリックス不動産投資法人 | 219 | 179,300 | 39,266,700 | 173,800 | 38,062,200 | 3.23 |
| 9 | 日本 | 投資証券 | ユナイテッド・アーバン投資法人 | 246 | 150,400 | 36,998,400 | 152,400 | 37,490,400 | 3.18 |
| 10 | 日本 | 投資証券 | アドバンス・レジデンス投資法人 | 108 | 325,000 | 35,100,000 | 328,500 | 35,478,000 | 3.01 |
| 11 | 日本 | 投資証券 | インヴィンシブル投資法人 | 533 | 56,600 | 30,167,800 | 58,100 | 30,967,300 | 2.63 |
| 12 | 日本 | 投資証券 | 日本プライムリアルティ投資法人 | 75 | 351,500 | 26,362,500 | 354,000 | 26,550,000 | 2.25 |
| 13 | 日本 | 投資証券 | 積水ハウス・リート投資法人 | 331 | 80,800 | 26,744,800 | 79,600 | 26,347,600 | 2.24 |
| 14 | 日本 | 投資証券 | ジャパン・ホテル・リート投資法人 | 368 | 68,100 | 25,060,800 | 68,700 | 25,281,600 | 2.15 |
| 15 | 日本 | 投資証券 | アクティビア・プロパティーズ投資法人 | 58 | 403,500 | 23,403,000 | 408,500 | 23,693,000 | 2.01 |
| 16 | 日本 | 投資証券 | 日本アコモデーションファンド投資法人 | 38 | 601,000 | 22,838,000 | 609,000 | 23,142,000 | 1.96 |
| 17 | 日本 | 投資証券 | 産業ファンド投資法人 | 168 | 134,600 | 22,612,800 | 135,700 | 22,797,600 | 1.93 |
| 18 | 日本 | 投資証券 | 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 | 46 | 453,500 | 20,861,000 | 456,500 | 20,999,000 | 1.78 |
| 19 | 日本 | 投資証券 | ラサールロジポート投資法人 | 140 | 147,400 | 20,636,000 | 148,200 | 20,748,000 | 1.76 |
| 20 | 日本 | 投資証券 | ケネディクス・オフィス投資法人 | 128 | 165,750 | 21,216,000 | 157,600 | 20,172,800 | 1.71 |
| 21 | 日本 | 投資証券 | 日本ロジスティクスファンド投資法人 | 70 | 280,400 | 19,628,000 | 279,900 | 19,593,000 | 1.66 |
| 22 | 日本 | 投資証券 | イオンリート投資法人 | 135 | 143,700 | 19,399,500 | 144,000 | 19,440,000 | 1.65 |
| 23 | 日本 | 投資証券 | フロンティア不動産投資法人 | 41 | 441,500 | 18,101,500 | 452,500 | 18,552,500 | 1.57 |
| 24 | 日本 | 投資証券 | 森ヒルズリート投資法人 | 129 | 139,300 | 17,969,700 | 141,500 | 18,253,500 | 1.55 |
| 25 | 日本 | 投資証券 | 大和証券リビング投資法人 | 162 | 109,000 | 17,658,000 | 111,800 | 18,111,600 | 1.54 |
| 26 | 日本 | 投資証券 | コンフォリア・レジデンシャル投資法人 | 54 | 303,000 | 16,362,000 | 321,000 | 17,334,000 | 1.47 |
| 27 | 日本 | 投資証券 | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 | 81 | 218,500 | 17,698,500 | 208,430 | 16,882,830 | 1.43 |
| 28 | 日本 | 投資証券 | ヒューリックリート投資法人 | 103 | 153,400 | 15,800,200 | 154,200 | 15,882,600 | 1.35 |
| 29 | 日本 | 投資証券 | 森トラスト総合リート投資法人 | 212 | 72,200 | 15,306,400 | 73,700 | 15,624,400 | 1.33 |
| 30 | 日本 | 投資証券 | 大和証券オフィス投資法人 | 23 | 652,000 | 14,996,000 | 661,000 | 15,203,000 | 1.29 |

ロ. 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率 (%) |
|------|----------|
| 投資証券 | 96.33 |
| 合計 | 96.33 |

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

| 資産の種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資比率 (%) |
|----------------|-------|------------|-----------|----|-----|-------------|------------|-------------|
| REIT指数先物 取引 | 大阪取引所 | 東証REIT指数先物 | 買建 | 23 | 日本円 | 41,438,784 | 41,653,000 | 3.53 |

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たり純資産額 (円) | |
|------------------------|---------------|---------------|----------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第3特定期間末 (2014年 4月23日) | 127,623,813 | 127,935,587 | 14,327 | 14,362 |
| 第4特定期間末 (2014年10月23日) | 186,581,914 | 186,996,061 | 15,768 | 15,803 |
| 第5特定期間末 (2015年 4月23日) | 268,191,251 | 268,705,697 | 18,246 | 18,281 |
| 第6特定期間末 (2015年10月23日) | 312,535,966 | 313,202,727 | 16,406 | 16,441 |
| 第7特定期間末 (2016年 4月25日) | 410,265,257 | 411,020,572 | 19,011 | 19,046 |
| 第8特定期間末 (2016年10月24日) | 498,369,804 | 499,379,313 | 17,279 | 17,314 |
| 第9特定期間末 (2017年 4月24日) | 626,411,914 | 627,703,854 | 16,970 | 17,005 |
| 第10特定期間末 (2017年10月23日) | 661,788,693 | 663,233,660 | 16,030 | 16,065 |
| 第11特定期間末 (2018年 4月23日) | 732,521,840 | 734,041,133 | 16,875 | 16,910 |
| 第12特定期間末 (2018年10月23日) | 719,647,382 | 721,099,793 | 17,342 | 17,377 |
| 第13特定期間末 (2019年 4月23日) | 858,128,799 | 859,722,928 | 18,841 | 18,876 |
| 第14特定期間末 (2019年10月23日) | 877,897,402 | 879,260,891 | 22,535 | 22,570 |
| 第15特定期間末 (2020年 4月23日) | 631,630,482 | 633,023,430 | 15,871 | 15,906 |
| 第16特定期間末 (2020年10月23日) | 736,863,041 | 738,372,729 | 17,083 | 17,118 |
| 第17特定期間末 (2021年 4月23日) | 932,261,537 | 933,822,668 | 20,901 | 20,936 |
| 第18特定期間末 (2021年10月25日) | 909,277,165 | 910,775,244 | 21,244 | 21,279 |
| 第19特定期間末 (2022年 4月25日) | 895,516,201 | 897,045,001 | 20,502 | 20,537 |
| 第20特定期間末 (2022年10月24日) | 932,170,178 | 933,868,771 | 19,208 | 19,243 |
| 第21特定期間末 (2023年 4月24日) | 1,007,600,935 | 1,009,441,254 | 19,163 | 19,198 |
| 第22特定期間末 (2023年10月23日) | 1,161,607,951 | 1,163,747,150 | 19,005 | 19,040 |
| 2022年10月末日 | 1,002,420,225 | — | 20,485 | — |
| 11月末日 | 1,010,013,169 | — | 20,444 | — |
| 12月末日 | 985,188,830 | — | 19,677 | — |
| 2023年 1月末日 | 971,603,994 | — | 19,009 | — |
| 2月末日 | 994,835,819 | — | 19,264 | — |
| 3月末日 | 975,516,457 | — | 18,662 | — |
| 4月末日 | 1,029,573,951 | — | 19,577 | — |
| 5月末日 | 1,104,610,802 | — | 19,661 | — |
| 6月末日 | 1,172,914,230 | — | 19,496 | — |
| 7月末日 | 1,186,836,072 | — | 19,680 | — |
| 8月末日 | 1,216,109,744 | — | 19,928 | — |
| 9月末日 | 1,195,133,764 | — | 19,575 | — |
| 10月末日 | 1,178,595,288 | — | 19,129 | — |

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | 1万口当たりの分配金（円） |
|----------|-------------------------|---------------|
| 第3特定期間末 | 2013年10月24日～2014年 4月23日 | 210 |
| 第4特定期間末 | 2014年 4月24日～2014年10月23日 | 210 |
| 第5特定期間末 | 2014年10月24日～2015年 4月23日 | 210 |
| 第6特定期間末 | 2015年 4月24日～2015年10月23日 | 210 |
| 第7特定期間末 | 2015年10月24日～2016年 4月25日 | 210 |
| 第8特定期間末 | 2016年 4月26日～2016年10月24日 | 210 |
| 第9特定期間末 | 2016年10月25日～2017年 4月24日 | 210 |
| 第10特定期間末 | 2017年 4月25日～2017年10月23日 | 210 |
| 第11特定期間末 | 2017年10月24日～2018年 4月23日 | 210 |
| 第12特定期間末 | 2018年 4月24日～2018年10月23日 | 210 |
| 第13特定期間末 | 2018年10月24日～2019年 4月23日 | 210 |
| 第14特定期間末 | 2019年 4月24日～2019年10月23日 | 210 |
| 第15特定期間末 | 2019年10月24日～2020年 4月23日 | 210 |
| 第16特定期間末 | 2020年 4月24日～2020年10月23日 | 210 |
| 第17特定期間末 | 2020年10月24日～2021年 4月23日 | 210 |
| 第18特定期間末 | 2021年 4月24日～2021年10月25日 | 210 |
| 第19特定期間末 | 2021年10月26日～2022年 4月25日 | 210 |
| 第20特定期間末 | 2022年 4月26日～2022年10月24日 | 210 |
| 第21特定期間末 | 2022年10月25日～2023年 4月24日 | 210 |
| 第22特定期間末 | 2023年 4月25日～2023年10月23日 | 210 |

③【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率 (%) |
|----------|-------------------------|---------|
| 第3特定期間末 | 2013年10月24日～2014年 4月23日 | 2.9 |
| 第4特定期間末 | 2014年 4月24日～2014年10月23日 | 11.5 |
| 第5特定期間末 | 2014年10月24日～2015年 4月23日 | 17.0 |
| 第6特定期間末 | 2015年 4月24日～2015年10月23日 | △8.9 |
| 第7特定期間末 | 2015年10月24日～2016年 4月25日 | 17.2 |
| 第8特定期間末 | 2016年 4月26日～2016年10月24日 | △8.0 |
| 第9特定期間末 | 2016年10月25日～2017年 4月24日 | △0.6 |
| 第10特定期間末 | 2017年 4月25日～2017年10月23日 | △4.3 |
| 第11特定期間末 | 2017年10月24日～2018年 4月23日 | 6.6 |
| 第12特定期間末 | 2018年 4月24日～2018年10月23日 | 4.0 |
| 第13特定期間末 | 2018年10月24日～2019年 4月23日 | 9.9 |
| 第14特定期間末 | 2019年 4月24日～2019年10月23日 | 20.7 |
| 第15特定期間末 | 2019年10月24日～2020年 4月23日 | △28.6 |
| 第16特定期間末 | 2020年 4月24日～2020年10月23日 | 9.0 |
| 第17特定期間末 | 2020年10月24日～2021年 4月23日 | 23.6 |
| 第18特定期間末 | 2021年 4月24日～2021年10月25日 | 2.6 |
| 第19特定期間末 | 2021年10月26日～2022年 4月25日 | △2.5 |
| 第20特定期間末 | 2022年 4月26日～2022年10月24日 | △5.3 |
| 第21特定期間末 | 2022年10月25日～2023年 4月24日 | 0.9 |
| 第22特定期間末 | 2023年 4月25日～2023年10月23日 | 0.3 |

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定口数 (口) | 解約口数 (口) | 発行済み口数 (口) |
|----------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 第3特定期間末 | 2013年10月24日～2014年 4月23日 | 33,325,335 | 1,055,610 | 89,078,438 |
| 第4特定期間末 | 2014年 4月24日～2014年10月23日 | 38,501,487 | 9,252,080 | 118,327,845 |
| 第5特定期間末 | 2014年10月24日～2015年 4月23日 | 41,887,195 | 13,230,362 | 146,984,678 |
| 第6特定期間末 | 2015年 4月24日～2015年10月23日 | 51,851,362 | 8,332,733 | 190,503,307 |
| 第7特定期間末 | 2015年10月24日～2016年 4月25日 | 35,892,011 | 10,590,842 | 215,804,476 |
| 第8特定期間末 | 2016年 4月26日～2016年10月24日 | 81,953,663 | 9,326,812 | 288,431,327 |
| 第9特定期間末 | 2016年10月25日～2017年 4月24日 | 113,182,403 | 32,487,932 | 369,125,798 |
| 第10特定期間末 | 2017年 4月25日～2017年10月23日 | 74,029,229 | 30,307,072 | 412,847,955 |
| 第11特定期間末 | 2017年10月24日～2018年 4月23日 | 71,564,343 | 50,328,355 | 434,083,943 |
| 第12特定期間末 | 2018年 4月24日～2018年10月23日 | 62,307,891 | 81,417,078 | 414,974,756 |
| 第13特定期間末 | 2018年10月24日～2019年 4月23日 | 120,295,265 | 79,804,352 | 455,465,669 |
| 第14特定期間末 | 2019年 4月24日～2019年10月23日 | 72,273,033 | 138,170,203 | 389,568,499 |
| 第15特定期間末 | 2019年10月24日～2020年 4月23日 | 74,248,351 | 65,831,576 | 397,985,274 |
| 第16特定期間末 | 2020年 4月24日～2020年10月23日 | 41,042,367 | 7,688,121 | 431,339,520 |
| 第17特定期間末 | 2020年10月24日～2021年 4月23日 | 70,701,745 | 56,003,814 | 446,037,451 |
| 第18特定期間末 | 2021年 4月24日～2021年10月25日 | 38,301,993 | 56,316,667 | 428,022,777 |
| 第19特定期間末 | 2021年10月26日～2022年 4月25日 | 29,038,064 | 20,260,743 | 436,800,098 |
| 第20特定期間末 | 2022年 4月26日～2022年10月24日 | 66,505,797 | 17,993,416 | 485,312,479 |
| 第21特定期間末 | 2022年10月25日～2023年 4月24日 | 56,145,822 | 15,652,721 | 525,805,580 |
| 第22特定期間末 | 2023年 4月25日～2023年10月23日 | 126,514,197 | 41,119,883 | 611,199,894 |

<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2023年10月末現在）

2023年10月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

| 決算期／年月日 | 分配金 |
|------------------|--------|
| 124期 2023年6月23日 | 35円 |
| 125期 2023年7月24日 | 35円 |
| 126期 2023年8月23日 | 35円 |
| 127期 2023年9月25日 | 35円 |
| 128期 2023年10月23日 | 35円 |
| 直近1年間累計 | 420円 |
| 設定来累計 | 4,480円 |

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《資産の組入比率》

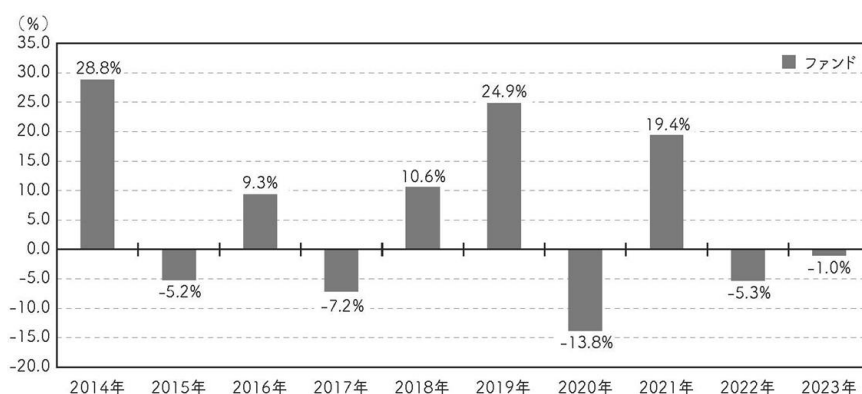
| 資産の種類 | 組入比率(%) |
|-------|---------|
| 投資証券 | 96.3 |
| 短期資産等 | 3.7 |

《組入上位銘柄》

| | 銘柄名 | 組入比率(%) |
|----|-------------------|---------|
| 1 | 日本ビルファンド投資法人 | 6.6 |
| 2 | ジャパンリアルエステイト投資法人 | 5.4 |
| 3 | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 5.0 |
| 4 | 日本プロロジスリート投資法人 | 4.4 |
| 5 | 日本都市ファンド投資法人 | 4.4 |
| 6 | GLP投資法人 | 4.3 |
| 7 | 大和ハウスリート投資法人 | 3.8 |
| 8 | オリックス不動産投資法人 | 3.2 |
| 9 | ユナイテッド・アーバン投資法人 | 3.2 |
| 10 | アドバンス・レジデンス投資法人 | 3.0 |

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2023年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(2) 取得申込

(イ) 当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

(ロ) 取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

(ハ) 「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農林中金＜パートナーズ＞J-R E I Tインデックスファンド（毎月分配型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

(ニ) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3) 申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

(4) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

(5) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

| |
|---|
| 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/ |
|---|

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記（2）に準じて算出した価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）解約価額

解約価額※は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.10%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.10%）

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

| |
|---|
| 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/ |
|---|

（3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

| 資産の種類 | 評価方法 |
|-----------------------|--|
| 不動産投資信託証券 | 原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引 | 原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 |

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「Jリート毎月」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

(4)【計算期間】

信託の計算期間（約款第29条）

a. この信託の計算期間は、毎月24日から翌月23日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2013年3月25日までとします。

- b. 上記 a. にかかわらず、上記 a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の一部解約（約款第38条第7項から第11項）

- ① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ロ) 信託契約の解約（約款第40条）

- ① 委託者は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第41条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い (約款第42条)

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第45条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い (約款第44条)

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令 (約款第41条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第45条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更等 (約款第45条)

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、上記①の事項（上記①の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から上記⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき6ヵ月毎（毎年4月、10月）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第43条）

① 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第48条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

g. 公告（約款第49条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

h. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第50条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

i. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または

記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払いを開始するものとします。

- ② 収益分配金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社(委託者は除きます。)に交付されます。この場合、販売会社(委託者は除きます。)は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権に係る収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に係る収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑤ 上記③および④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日)までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ② 償還金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し(一部解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。(注)

(注) 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対受益者の受益権買取請求の不適用(約款第46条)

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な

約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については約款第35条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については約款第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第34条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年4月25日から2023年10月23日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド（毎月分配型）の2023年4月25日から2023年10月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド（毎月分配型）の2023年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 2023年 4月24日現在 | 当期 2023年10月23日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 39,008,542 | 21,580,497 |
| 投資証券 | 960,256,950 | 1,130,571,800 |
| 派生商品評価勘定 | 369,180 | - |
| 未収入金 | 31,218 | - |
| 未収配当金 | 9,027,253 | 10,338,951 |
| 前払金 | - | 1,095,600 |
| 差入委託証拠金 | 2,725,000 | 1,887,000 |
| 流動資産合計 | 1,011,418,143 | 1,165,473,848 |
| 資産合計 | 1,011,418,143 | 1,165,473,848 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 1,236,262 |
| 前受金 | 269,730 | - |
| 未払金 | - | 89,444 |
| 未払収益分配金 | 1,840,319 | 2,139,199 |
| 未払解約金 | 1,324,833 | - |
| 未払受託者報酬 | 42,692 | 44,775 |
| 未払委託者報酬 | 336,774 | 353,231 |
| 未払利息 | 28 | 9 |
| その他未払費用 | 2,832 | 2,977 |
| 流動負債合計 | 3,817,208 | 3,865,897 |
| 負債合計 | 3,817,208 | 3,865,897 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 525,805,580 | 611,199,894 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 481,795,355 | 550,408,057 |
| (分配準備積立金) | 148,886,819 | 146,941,526 |
| 元本等合計 | 1,007,600,935 | 1,161,607,951 |
| 純資産合計 | 1,007,600,935 | 1,161,607,951 |
| 負債純資産合計 | 1,011,418,143 | 1,165,473,848 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日 | 当期 自 2023年 4月25日 至 2023年10月23日 |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 19,170,307 | 22,650,426 |
| 受取利息 | 190 | 174 |
| 有価証券売買等損益 | △10,571,687 | △21,230,441 |
| 派生商品取引等損益 | 886,266 | 1,065,052 |
| その他収益 | 31,218 | - |
| 営業収益合計 | 9,516,294 | 2,485,211 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 7,300 | 10,059 |
| 受託者報酬 | 242,807 | 281,580 |
| 委託者報酬 | 1,915,373 | 2,221,292 |
| その他費用 | 16,298 | 18,822 |
| 営業費用合計 | 2,181,778 | 2,531,753 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | 7,334,516 | △46,542 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | 7,334,516 | △46,542 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | 7,334,516 | △46,542 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | 43,426 | 775,023 |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△) | 446,857,699 | 481,795,355 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 53,170,226 | 120,535,153 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 53,170,226 | 120,535,153 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 14,818,204 | 38,668,003 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 14,818,204 | 38,668,003 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 10,705,456 | 12,432,883 |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 481,795,355 | 550,408,057 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として特定期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 4. その他 | 前特定期間末に該当する日が休業日のため、当特定期間は2023年 4月25日から2023年10月23日までとなっております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 前期 (2023年 4月24日現在) | 当期 (2023年10月23日現在) |
|---|-----------------------|
| 当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 前期 2023年 4月24日現在 | 当期 2023年10月23日現在 |
|----|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| | 期首元本額 | 485,312,479円 | 525,805,580円 |
| | 期中追加設定元本額 | 56,145,822円 | 126,514,197円 |
| | 期中一部解約元本額 | 15,652,721円 | 41,119,883円 |
| 2. | 特定期間の末日における受益権の総数 | 525,805,580口 | 611,199,894口 |
| 3. | 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額) | 1.9163円 (19,163円) | 1.9005円 (19,005円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 前期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日 | 当期 自 2023年 4月25日 至 2023年10月23日 |
|----------|--|--|
| 分配金の計算過程 | <p>第117期 自 2022年10月25日 至 2022年11月24日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(1,535,641円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(663,158,703円)及び 分配準備積立金(145,224,332円)よ り、分配対象収益は809,918,676円 (一万口当たり16,344.64円)であ り、うち1,734,339円(一万口当たり 35円)を分配いたしました。</p> <p>第118期 自 2022年11月25日 至 2022年12月23日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(2,094,749円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(669,993,850円)及び 分配準備積立金(143,320,255円)よ り、分配対象収益は815,408,854円 (一万口当たり16,352.65円)であ り、うち1,745,240円(一万口当たり 35円)を分配いたしました。</p> <p>第119期 自 2022年12月24日 至 2023年 1月23日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(2,824,965円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(676,844,919円)及び 分配準備積立金(143,485,178円)よ り、分配対象収益は823,155,062円 (一万口当たり16,374.27円)であ り、うち1,759,494円(一万口当たり 35円)を分配いたしました。</p> <p>第120期 自 2023年 1月24日 至 2023年 2月24日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(3,419,971円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(698,267,661円)及び 分配準備積立金(144,228,028円)よ り、分配対象収益は845,915,660円 (一万口当たり16,406.57円)であ</p> | <p>第123期 自 2023年 4月25日 至 2023年 5月23日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(1,888,315円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(763,931,803円)及び 分配準備積立金(148,124,340円)よ り、分配対象収益は913,944,458円 (一万口当たり16,495.04円)であ り、うち1,939,252円(一万口当たり 35円)を分配いたしました。</p> <p>第124期 自 2023年 5月24日 至 2023年 6月23日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(2,450,744円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(788,932,977円)及び 分配準備積立金(146,541,846円)よ り、分配対象収益は937,925,567円 (一万口当たり16,504.24円)であ り、うち1,989,028円(一万口当たり 35円)を分配いたしました。</p> <p>第125期 自 2023年 6月24日 至 2023年 7月24日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(3,821,199円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(846,579,484円)及び 分配準備積立金(143,507,632円)よ り、分配対象収益は993,908,315円 (一万口当たり16,535.03円)であ り、うち2,103,824円(一万口当たり 35円)を分配いたしました。</p> <p>第126期 自 2023年 7月25日 至 2023年 8月23日 計算期間末における費用控除後の配当 等収益(3,688,737円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(0円)、信託約款に規定され る収益調整金(857,357,807円)及び 分配準備積立金(144,522,280円)よ り、分配対象収益は1,005,568,824円 (一万口当たり16,561.68円)であ</p> |

り、うち1,804,584円（一万口当たり35円）を分配いたしました。

第121期

自 2023年 2月25日

至 2023年 3月23日

計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,240,874円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（706,899,359円）及び分配準備積立金（145,197,216円）より、分配対象収益は858,337,449円（一万口当たり16,493.07円）であり、うち1,821,480円（一万口当たり35円）を分配いたしました。

第122期

自 2023年 3月24日

至 2023年 4月24日

計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,874,658円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（716,543,827円）及び分配準備積立金（148,852,480円）より、分配対象収益は867,270,965円（一万口当たり16,494.14円）であり、うち1,840,319円（一万口当たり35円）を分配いたしました。

り、うち2,125,081円（一万口当たり35円）を分配いたしました。

第127期

自 2023年 8月24日

至 2023年 9月25日

計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,189,222円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（865,272,519円）及び分配準備積立金（143,716,284円）より、分配対象収益は1,016,178,025円（一万口当たり16,646.97円）であり、うち2,136,499円（一万口当たり35円）を分配いたしました。

第128期

自 2023年 9月26日

至 2023年10月23日

計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,532,041円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（867,795,836円）及び分配準備積立金（147,548,684円）より、分配対象収益は1,016,876,561円（一万口当たり16,637.38円）であり、うち2,139,199円（一万口当たり35円）を分配いたしました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 自 2022年10月25日 至 2023年 4月24日 | 当期 自 2023年 4月25日 至 2023年10月23日 |
|------------------------|--|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。 | 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 2023年 4月24日現在 | 当期 2023年10月23日現在 |
|------------------------|--|---------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

前期(自2022年10月25日 至2023年 4月24日)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|---------------------|
| 投資証券 | 40,467,684 |
| 合計 | 40,467,684 |

当期(自2023年 4月25日 至2023年10月23日)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|------|---------------------|
| 投資証券 | △30,812,970 |
| 合計 | △30,812,970 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(投資証券関連)

前期 (2023年 4月24日現在)

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|------|--------------------|------------|-------|------------|---------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 東証REIT指数先物取引 買建 | 45,342,770 | — | 45,712,500 | 369,730 |
| 合計 | | 45,342,770 | — | 45,712,500 | 369,730 |

当期 (2023年10月23日現在)

(単位：円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|------|--------------------|------------|-------|------------|------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 東証REIT指数先物取引 買建 | 30,035,910 | — | 28,800,000 | △1,235,910 |
| 合計 | | 30,035,910 | — | 28,800,000 | △1,235,910 |

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-------------------------|------|------------|----|
| 投資証券 | エスコンジャパンリート投資法人 | 22 | 2,549,800 | |
| | サンケイリアルエステート投資法人 | 35 | 3,157,000 | |
| | SOS i L A 物流リート投資法人 | 55 | 6,572,500 | |
| | 東海道リート投資法人 | 16 | 1,993,600 | |
| | 日本アコモデーションファンド投資法人 | 38 | 22,838,000 | |
| | 森ヒルズリート投資法人 | 129 | 17,969,700 | |
| | 産業ファンド投資法人 | 168 | 22,612,800 | |
| | アドバンス・レジデンス投資法人 | 108 | 35,100,000 | |
| | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 | 81 | 17,698,500 | |
| | アクティビア・プロパティーズ投資法人 | 58 | 23,403,000 | |
| | GLP投資法人 | 371 | 48,601,000 | |
| | コンフォリア・レジデンシャル投資法人 | 54 | 16,362,000 | |
| | 日本プロロジスリート投資法人 | 191 | 50,767,800 | |
| | 星野リゾート・リート投資法人 | 20 | 12,120,000 | |
| | Oneリート投資法人 | 19 | 4,778,500 | |
| | イオンリート投資法人 | 135 | 19,399,500 | |
| | ヒューリックリート投資法人 | 103 | 15,800,200 | |
| | 日本リート投資法人 | 36 | 12,510,000 | |
| | 積水ハウス・リート投資法人 | 331 | 26,744,800 | |
| | トーセイ・リート投資法人 | 23 | 3,233,800 | |
| | ケネディクス商業リート投資法人 | 48 | 13,440,000 | |
| | ヘルスケア&メディカル投資法人 | 27 | 3,739,500 | |
| | サムティ・レジデンシャル投資法人 | 30 | 3,372,000 | |
| | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 355 | 59,462,500 | |
| | いちごホテルリート投資法人 | 18 | 1,875,600 | |
| | ラサールロジポート投資法人 | 140 | 20,636,000 | |
| | スターアジア不動産投資法人 | 169 | 9,835,800 | |
| | マリモ地方創生リート投資法人 | 17 | 2,140,300 | |
| | 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 | 46 | 20,861,000 | |
| | 大江戸温泉リート投資法人 | 17 | 1,084,600 | |
| | 投資法人みらい | 140 | 6,573,000 | |
| | 三菱地所物流リート投資法人 | 38 | 14,250,000 | |

| | | | |
|---------------------|-------|---------------|--|
| CRE ロジスティクスファンド投資法人 | 47 | 7,440,100 | |
| ザイマックス・リート投資法人 | 18 | 2,071,800 | |
| タカラレーベン不動産投資法人 | 52 | 5,064,800 | |
| アドバンス・ロジスティクス投資法人 | 48 | 5,971,200 | |
| 日本ビルファンド投資法人 | 128 | 75,520,000 | |
| ジャパンリアルエステイト投資法人 | 113 | 63,958,000 | |
| 日本都市ファンド投資法人 | 526 | 51,811,000 | |
| オリックス不動産投資法人 | 219 | 39,266,700 | |
| 日本プライムリアルティ投資法人 | 75 | 26,362,500 | |
| NTT都市開発リート投資法人 | 105 | 13,954,500 | |
| 東急リアル・エステート投資法人 | 74 | 13,061,000 | |
| グローバル・ワン不動産投資法人 | 81 | 9,177,300 | |
| ユナイテッド・アーバン投資法人 | 246 | 36,998,400 | |
| 森トラスト総合リート投資法人 | 212 | 15,306,400 | |
| インヴィンシブル投資法人 | 533 | 30,167,800 | |
| フロンティア不動産投資法人 | 41 | 18,101,500 | |
| 平和不動産リート投資法人 | 82 | 11,603,000 | |
| 日本ロジスティクスファンド投資法人 | 70 | 19,628,000 | |
| 福岡リート投資法人 | 57 | 9,182,700 | |
| ケネディクス・オフィス投資法人 | 64 | 21,216,000 | |
| いちごオフィスリート投資法人 | 90 | 7,794,000 | |
| 大和証券オフィス投資法人 | 23 | 14,996,000 | |
| 阪急阪神リート投資法人 | 52 | 7,259,200 | |
| スターツプロシード投資法人 | 19 | 3,980,500 | |
| 大和ハウスリート投資法人 | 166 | 43,956,800 | |
| ジャパン・ホテル・リート投資法人 | 368 | 25,060,800 | |
| 大和証券リビング投資法人 | 162 | 17,658,000 | |
| ジャパンエクセレント投資法人 | 95 | 12,521,000 | |
| 合計 | 6,804 | 1,130,571,800 | |

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2023年10月31日現在)

| | |
|-------------------------|----------------|
| I 資産総額 | 1,221,384,351円 |
| II 負債総額 | 42,789,063円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 1,178,595,288円 |
| IV 発行済口数 | 616,144,220口 |
| V 1万口当たり純資産額 (III / IV) | 19,129円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年10月31日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年10月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

| 種類別（基本的性格） | 本数 | 純資産総額 |
|------------|------|--------------|
| 株式投資信託 | 250本 | 4,021,279百万円 |
| 公社債投資信託 | 64本 | 231,965百万円 |
| 合計 | 314本 | 4,253,245百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月16日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 細野 和也
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 長尾 充洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月12日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 啓
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (2022年3月31日) | | 当事業年度 (2023年3月31日) | |
|--------------------------|----------|-----------------------|--|-----------------------|--|
| | | 金額 (千円) | | 金額 (千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | ※1 | 3,147,271 | | 18,266,544 | |
| 分別金信託 | | 100,000 | | 100,000 | |
| 有価証券 | | 33,575 | | — | |
| 1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券 | | 1,000,000 | | 1,000,000 | |
| 立替金 | ※1 | 40,418,740 | | — | |
| 前払費用 | | 296,359 | | 344,367 | |
| 未収委託者報酬 | | 2,043,613 | | 1,872,978 | |
| 未収運用受託報酬 | ※1 | 2,409,291 | | 2,021,600 | |
| 未収投資助言報酬 | ※1 | 616,280 | | 982,868 | |
| 未収収益 | | 365 | | 188 | |
| その他 | | 62,975 | | 42,838 | |
| 流動資産計 | | 50,128,473 | | 24,631,387 | |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | 208,271 | | 812,781 | |
| 建物 | ※2 | 104,560 | | 578,104 | |
| 器具備品 | ※2 | 95,075 | | 234,676 | |
| 建設仮勘定 | | 8,635 | | — | |
| 無形固定資産 | | 6,269 | | 5,599 | |
| 商標権 | | 3,875 | | 3,205 | |
| 電話加入権等 | | 2,394 | | 2,394 | |
| 投資その他の資産 | | 2,334,916 | | 1,663,601 | |
| 投資有価証券 | | 654,731 | | 645,029 | |
| その他の関係会社有価証券 | | 1,000,000 | | — | |
| 長期差入保証金 | | 284,060 | | 493,713 | |
| 長期前払費用 | | 2,572 | | 6,563 | |
| 会員権 | | 6,700 | | 6,700 | |
| 繰延税金資産 | | 386,850 | | 511,594 | |
| 固定資産計 | | 2,549,457 | | 2,481,982 | |
| 資産合計 | | 52,677,930 | | 27,113,369 | |

| | | 前事業年度 (2022年3月31日) | | 当事業年度 (2023年3月31日) | |
|--------------|----------|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (千円) | | 金額 (千円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | ※ 1 | | | | |
| 借入金 | | | 28,400,000 | | — |
| 預り金 | | | 913,572 | | 1,060,990 |
| 未払金 | | | 1,425,372 | | 1,327,197 |
| 未払収益分配金 | | | 13 | | 13 |
| 未払償還金 | | | 3,132 | | 3,132 |
| 未払手数料 | | | 316,788 | | 331,839 |
| 未払運用委託料 | | | 1,098,003 | | 982,867 |
| その他未払金 | | | 7,434 | | 9,343 |
| 未払費用 | | | 200,231 | | 260,450 |
| 未払法人税等 | | | 2,889,055 | | 2,638,545 |
| 未払消費税等 | | | 1,144,493 | | 572,179 |
| 賞与引当金 | | | 332,279 | | 390,393 |
| 流動負債計 | | | 35,305,006 | | 6,249,758 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 240,550 | | 284,250 |
| 役員退任慰労引当金 | | 17,500 | | 18,800 | |
| 固定負債計 | | 258,050 | | 303,050 | |
| 負債合計 | | | 35,563,056 | | 6,552,808 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 1,466,400 | | 1,466,400 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| 利益準備金 | | 74,040 | | 366,600 | |
| その他利益剰余金 | | 15,502,635 | | 18,665,225 | |
| 別途積立金 | | 8,538,121 | | 8,538,121 | |
| 繰越利益剰余金 | | 6,964,514 | | 10,127,103 | |
| 利益剰余金計 | | | 15,576,675 | | 19,031,825 |
| 株主資本計 | | | 17,043,075 | | 20,498,225 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 71,798 | | 62,336 |
| 評価・換算差額等計 | | | 71,798 | | 62,336 |
| 純資産合計 | | | 17,114,873 | | 20,560,561 |
| 負債純資産合計 | | | 52,677,930 | | 27,113,369 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | | 当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) | |
|--------------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額 (千円) | | 金額 (千円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 8,662,282 | | 8,014,624 |
| 運用受託報酬 | | | 6,906,006 | | 7,559,541 |
| 投資助言報酬 | | | 5,021,561 | | 9,671,667 |
| その他営業収益 | | | — | | — |
| 営業収益計 | ※1 | | 20,589,849 | | 25,245,832 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 1,284,554 | | 1,267,282 |
| 広告宣伝費 | | | 25,851 | | 32,905 |
| 調査費 | | | 936,533 | | 1,227,550 |
| 調査費 | | 908,553 | | 1,180,041 | |
| 委託調査費 | | 24,638 | | 44,166 | |
| 図書費 | | 3,341 | | 3,343 | |
| 委託計算費 | | | 406,318 | | 403,233 |
| 外部運用委託料 | | | 3,652,958 | | 3,997,416 |
| 営業雑経費 | | | 141,882 | | 177,368 |
| 通信費 | | 42,916 | | 59,900 | |
| 印刷費 | | 59,864 | | 65,113 | |
| 協会費 | | 12,773 | | 19,108 | |
| 諸会費 | | 2,180 | | 2,252 | |
| その他営業雑経費 | | 24,146 | | 30,993 | |
| 営業費用計 | | | 6,448,099 | | 7,105,757 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 2,314,181 | | 2,680,109 |
| 役員報酬 | | 118,226 | | 104,475 | |
| 役員賞与 | | 250 | | — | |
| 給料・手当 | | 1,524,985 | | 1,803,065 | |
| 賞与 | | 328,639 | | 373,174 | |
| 賞与引当金繰入額 | | 332,279 | | 390,393 | |
| 役員退任慰労引当金繰入額 | | 9,800 | | 9,000 | |
| 福利厚生費 | | | 281,385 | | 336,941 |
| 交際費 | | | 3,101 | | 14,008 |
| 旅費交通費 | | | 4,757 | | 60,965 |
| 租税公課 | | | 181,041 | | 219,965 |
| 不動産賃借料 | | | 235,876 | | 271,157 |
| 役員退任慰労金 | | | 3,300 | | 700 |
| 退職給付費用 | | | 74,445 | | 96,457 |
| 固定資産減価償却費 | | | 104,378 | | 154,811 |
| 資産除去債務(履行差額) | | | — | | 128,053 |
| 業務委託費 | | | 705,179 | | 771,484 |
| 諸経費 | | | 275,839 | | 381,294 |
| 一般管理費計 | | | 4,183,487 | | 5,115,950 |
| 営業利益 | | | 9,958,262 | | 13,024,124 |

| | | 前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) |
|--------------|----------|---|---|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (千円) | 金額 (千円) |
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | | 20,755 | 24,564 |
| 有価証券利息 | ※1 | 1,962 | 1,358 |
| 受取利息 | | 88 | 90 |
| 投資有価証券売却益 | | 71,904 | 8,036 |
| 投資有価証券償還益 | | 173 | 618 |
| その他 | | 165 | 92 |
| 営業外収益計 | | 95,048 | 34,760 |
| 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | ※1 | 8,210 | 373 |
| 投資有価証券売却損 | | 62,414 | — |
| 投資有価証券償還損 | | 5,994 | 2,105 |
| その他 | | 403 | 10,042 |
| 営業外費用計 | | 77,022 | 12,521 |
| 經常利益 | | 9,976,288 | 13,046,364 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | ※2 | 102 | 25,679 |
| 特別損失計 | | 102 | 25,679 |
| 税引前当期純利益 | | 9,976,186 | 13,020,684 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,197,366 | 4,114,491 |
| 法人税等調整額 | | △ 185,695 | △ 120,567 |
| 法人税等合計 | | 3,011,671 | 3,993,923 |
| 当期純利益 | | 6,964,514 | 9,026,760 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 項目 | 株主資本 | | | | | | | |
|-------------------------|------------|------------|--------------|-------------|--------|------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | 繰越利益 剰余金 | |
| | | | | | 別途積立金 | | | |
| 当期首残高 | 3,420,000 | 1,500,000 | — | 1,500,000 | 74,040 | 11,205,000 | 1,997,783 | 13,276,823 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 0 | | | | | | | |
| 資本金から剰余金 への振替 | △1,953,600 | | 1,953,600 | 1,953,600 | | | | |
| 準備金から剰余金 への振替 | | △1,500,000 | 1,500,000 | — | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,512,732 | △1,512,732 |
| 利益準備金の積立 | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 400,000 | △400,000 | — |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | △3,066,878 | 3,066,878 | — |
| 当期純利益 | | | | | | | 6,964,514 | 6,964,514 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 自己株式の消却 | | | △6,605,530 | △6,605,530 | | | | |
| 利益剰余金から資本 剰余金への振替 | | | 3,151,930 | 3,151,930 | | | △3,151,930 | △3,151,930 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | △1,953,599 | △1,500,000 | — | △1,500,000 | — | △2,666,878 | 4,966,731 | 2,299,852 |
| 当期末残高 | 1,466,400 | — | — | — | 74,040 | 8,538,121 | 6,964,514 | 15,576,675 |

(単位：千円)

| 項目 | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------|------------|----------------------|----------------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価 証券評価差 額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | — | 18,196,823 | 64,701 | 64,701 | 18,261,524 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | 0 | | | 0 |
| 資本金から剰余金 への振替 | | | | | — |
| 準備金から剰余金 への振替 | | | | | — |
| 剰余金の配当 | | △1,512,732 | | | △1,512,732 |
| 利益準備金の積立 | | | | | — |
| 別途積立金の積立 | | — | | | — |
| 別途積立金の取崩 | | — | | | — |
| 当期純利益 | | 6,964,514 | | | 6,964,514 |
| 自己株式の取得 | △6,605,530 | △6,605,530 | | | △6,605,530 |
| 自己株式の消却 | 6,605,530 | — | | | — |
| 利益剰余金から資本 剰余金への振替 | | — | | | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 7,096 | 7,096 | 7,096 |
| 当期変動額合計 | — | △1,153,747 | 7,096 | 7,096 | △1,146,650 |
| 当期末残高 | — | 17,043,075 | 71,798 | 71,798 | 17,114,873 |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 項目 | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-------|----------|---------|---------|-----------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 1,466,400 | — | — | — | 74,040 | 8,538,121 | 6,964,514 | 15,576,675 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | | |
| 資本金から剰余金への振替 | | | | | | | | |
| 準備金から剰余金への振替 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △5,571,611 | △5,571,611 |
| 利益準備金の積立 | | | | | 292,560 | | △292,560 | — |
| 別途積立金の積立 | | | | | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | 9,026,760 | 9,026,760 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 292,560 | — | 3,162,589 | 3,455,149 |
| 当期末残高 | 1,466,400 | — | — | — | 366,600 | 8,538,121 | 10,127,103 | 19,031,825 |

(単位：千円)

| 項目 | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------|-------------|----------------------|----------------|-------------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価 証券評価差 額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | — | 17,043,075 | 71,798 | 71,798 | 17,114,873 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | — |
| 資本金から剰余金 への振替 | | | | | — |
| 準備金から剰余金 への振替 | | | | | — |
| 剰余金の配当 | | △ 5,571,611 | | | △ 5,571,611 |
| 利益準備金の積立 | | — | | | — |
| 別途積立金の積立 | | | | | — |
| 別途積立金の取崩 | | | | | — |
| 当期純利益 | | 9,026,760 | | | 9,026,760 |
| 自己株式の取得 | | | | | — |
| 自己株式の消却 | | | | | — |
| 利益剰余金から資本 剰余金への振替 | | | | | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | △ 9,461 | △ 9,461 | △ 9,461 |
| 当期変動額合計 | — | 3,455,149 | △ 9,461 | △ 9,461 | 3,445,687 |
| 当期末残高 | — | 20,498,225 | 62,336 | 62,336 | 20,560,561 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 1～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「未払手数料」に含めて表示していた「未払運用委託料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払手数料」に表示していた1,414,791千円は、「未払手数料」316,788千円、「未払運用委託料」1,098,003千円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」の「委託調査費」に含めて表示していた「外部運用委託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法を変更するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「委託調査費」に表示していた3,677,597千円は、「外部運用委託料」3,652,958千円、「委託調査費」24,638千円として組み替えております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年6月25日開催の取締役会、2022年6月27日開催の取締役会において、本社および事務所の移転に関する決議をいたしました。これにより、本社および事務所の移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。なお、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への金額の影響は軽微なものであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-------------|------|--------------|----------|-------------|--|-----------|-----------|--------------|--|----|--------------|-----|-----|----------|-------------|----------|-----------|-----|-----|
| <p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">2,982,931千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">40,418,740千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">2,222,326千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">616,280千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">28,400,000千円</td> </tr> </table> | 預金 | 2,982,931千円 | 立替金 | 40,418,740千円 | 未収運用受託報酬 | 2,222,326千円 | 未収投資助言報酬 | 616,280千円 | 借入金 | 28,400,000千円 | <p>※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">18,065,313千円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">1,548,805千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">894,529千円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> </table> | 預金 | 18,065,313千円 | 立替金 | －千円 | 未収運用受託報酬 | 1,548,805千円 | 未収投資助言報酬 | 894,529千円 | 借入金 | －千円 |
| 預金 | 2,982,931千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立替金 | 40,418,740千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収運用受託報酬 | 2,222,326千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収投資助言報酬 | 616,280千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 28,400,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 18,065,313千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立替金 | －千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収運用受託報酬 | 1,548,805千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収投資助言報酬 | 894,529千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | －千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">131,712千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">150,993千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">282,706千円</td> </tr> </table> | 建物 | 131,712千円 | 器具備品 | 150,993千円 | 合計 | 282,706千円 | <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">239,244千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">148,081千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">387,326千円</td> </tr> </table> | 建物 | 239,244千円 | 器具備品 | 148,081千円 | 合計 | 387,326千円 | | | | | | | | |
| 建物 | 131,712千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 150,993千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 282,706千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 239,244千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 148,081千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 387,326千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) | | | | | | | | |
|--|---|--------------|---|---------|--|------|--------------|------|-------|
| <p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">11,067,606千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">8,210千円</td> </tr> </table> | 営業収益 | 11,067,606千円 | 支払利息 | 8,210千円 | <p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業収益</td> <td style="text-align: right;">15,413,517千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">186千円</td> </tr> </table> | 営業収益 | 15,413,517千円 | 支払利息 | 186千円 |
| 営業収益 | 11,067,606千円 | | | | | | | | |
| 支払利息 | 8,210千円 | | | | | | | | |
| 営業収益 | 15,413,517千円 | | | | | | | | |
| 支払利息 | 186千円 | | | | | | | | |
| <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">102千円</td> </tr> </table> | 器具備品 | 102千円 | <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">25,679千円</td> </tr> </table> | 器具備品 | 25,679千円 | | | | |
| 器具備品 | 102千円 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 25,679千円 | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 38,400 | — | 9,072 | 29,328 |
| A種種類株式(株) | 15,000 | — | 15,000 | — |
| A種優先株式(株) | — | 1 | — | 1 |
| B種優先株式(株) | — | 1 | — | 1 |
| 合計(株) | 53,400 | 2 | 24,072 | 29,330 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(株) | — | 9,072 | 9,072 | — |
| A種種類株式(株) | — | 15,000 | 15,000 | — |
| 合計(株) | — | 24,072 | 24,072 | — |

(注) 1 普通株式の発行済株式数の減少9,072株は2021年9月3日に普通株式9,072株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

2 A種種類株式の発行済株式数の減少15,000株は2021年7月27日にA種種類株式15,000株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

3 A種優先株式1株の増加及びB種優先株式1株の増加は、いずれも2021年9月3日に新規発行したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|--------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 680,832 | 17,730 | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |
| | A種種類株式 | 831,900 | 55,460 | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(千円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|--------|----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 2022年6月27日 定時株主総会 | A種優先株式 | 4,916,947 | 利益剰余金 | 4,916,947 | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |
| | B種優先株式 | 654,664 | 利益剰余金 | 654,664 | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（株） | 29,328 | — | — | 29,328 |
| A種種類株式（株） | — | — | — | — |
| A種優先株式（株） | 1 | — | — | 1 |
| B種優先株式（株） | 1 | — | — | 1 |
| 合計（株） | 29,330 | — | — | 29,330 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（株） | — | — | — | — |
| A種種類株式（株） | — | — | — | — |
| 合計（株） | — | — | — | — |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (千円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|--------|----------------|-------------------|------------|------------|
| 2022年6月27日 定時株主総会 | A種優先株式 | 4,916,947 | 4,916,947 | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |
| | B種優先株式 | 654,664 | 654,664 | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (千円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|--------|----------------|-------|-------------------|------------|------------|
| 2023年6月26日 定時株主総会 | A種優先株式 | 6,401,056 | 利益剰余金 | 6,401,056 | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |
| | B種優先株式 | 820,352 | 利益剰余金 | 820,352 | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 2022年3月31日 | 当事業年度 2023年3月31日 |
|---------------------|---------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-------|
| (1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1) | 686,620 | 686,620 | — |
| (2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2) | 2,000,000 | 2,001,350 | 1,350 |
| 資産計 | 2,686,620 | 2,687,970 | 1,350 |

(*) 「現金及び預金」、「立替金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。「借入金」については、短期借入金であり、短期間で返済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----|
| (1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1) | 643,342 | 643,342 | — |
| (2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2) | 1,000,000 | 999,925 | △75 |
| 資産計 | 1,643,342 | 1,643,267 | △75 |

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 投資信託 | — | 643,342 | — | 643,342 |
| 資産計 | — | 643,342 | — | 643,342 |

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| その他の関係会社有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| その他の関係会社社債 | — | 999,925 | — | 999,925 |
| 資産計 | — | 999,925 | — | 999,925 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------------------------------------|------------|-----------|----------|--------|
| 現金及び預金 | 3,147,271 | — | — | — |
| 立替金 | 40,418,740 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 2,043,613 | — | — | — |
| 未収運用受託報酬 | 2,409,291 | — | — | — |
| 未収投資助言報酬 | 616,280 | — | — | — |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの | 33,575 | 85,544 | 89,763 | 15,952 |
| その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 | 1,000,000 | 1,000,000 | — | — |
| 合計 | 49,668,772 | 1,085,544 | 89,763 | 15,952 |

当事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------------------------------------|------------|---------|----------|--------|
| 現金及び預金 | 18,266,544 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 1,872,978 | — | — | — |
| 未収運用受託報酬 | 2,021,600 | — | — | — |
| 未収投資助言報酬 | 982,868 | — | — | — |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの | — | — | 105,317 | 55,660 |
| その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 | 1,000,000 | — | — | — |
| 合計 | 24,143,992 | — | 105,317 | 55,660 |

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

前事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 28,400,000 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 28,400,000 | — | — | — | — | — |

当事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|-----|-----------|-----------|-------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 金融債 | 1,750,000 | 1,751,350 | 1,350 |
| | 小計 | 1,750,000 | 1,751,350 | 1,350 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 金融債 | 250,000 | 250,000 | — |
| | 小計 | 250,000 | 250,000 | — |
| 合計 | | 2,000,000 | 2,001,350 | 1,350 |

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|-----|-----------|---------|-----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 金融債 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 金融債 | 1,000,000 | 999,925 | △75 |
| | 小計 | 1,000,000 | 999,925 | △75 |
| 合計 | | 1,000,000 | 999,925 | △75 |

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 530,192 | 410,805 | 119,387 |
| | 小計 | 530,192 | 410,805 | 119,387 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 156,427 | 172,330 | △15,902 |
| | 小計 | 156,427 | 172,330 | △15,902 |
| 合計 | | 686,620 | 583,135 | 103,485 |

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 524,473 | 410,805 | 113,668 |
| | 小計 | 524,473 | 410,805 | 113,668 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 118,869 | 142,690 | △23,820 |
| | 小計 | 118,869 | 142,690 | △23,820 |
| 合計 | | 643,342 | 553,495 | 89,847 |

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|---------|---------|---------|
| その他 | 488,800 | 71,904 | 62,414 |
| 合計 | 488,800 | 71,904 | 62,414 |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|--------|---------|---------|
| その他 | 54,000 | 8,036 | — |
| 合計 | 54,000 | 8,036 | — |

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 （単位：千円）

| | 前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日） | 当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日） |
|--------------|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | 232,053 | 240,550 |
| 退職給付費用 | 36,120 | 45,110 |
| 退職給付の支払額 | 27,623 | 1,410 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 240,550 | 284,250 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 240,550 | 284,250 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 240,550 | 284,250 |
| 退職給付引当金 | 240,550 | 284,250 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 240,550 | 284,250 |

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) |
|----------------|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 36,120 | 45,110 |

(税効果会計関係)

(単位：千円)

| 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| ソフトウェア償却超過額 67,930 | ソフトウェア償却超過額 78,112 |
| 敷金償却否認 22,696 | 敷金償却否認 30,554 |
| 本社移転費用否認 — | 本社移転費用否認 74,687 |
| 会員権評価損否認 2,591 | 会員権評価損否認 2,591 |
| 電話加入権評価損 1,395 | 電話加入権評価損 1,395 |
| 賞与引当金 101,744 | 賞与引当金 119,538 |
| 役員退任慰労引当金 5,358 | 役員退任慰労引当金 5,756 |
| 退職給付引当金 73,656 | 退職給付引当金 87,037 |
| その他有価証券評価差額金 4,869 | その他有価証券評価差額金 7,293 |
| 未払事業税 139,109 | 未払事業税 127,691 |
| その他 <u>4,056</u> | その他 <u>11,741</u> |
| 繰延税金資産小計 423,407 | 繰延税金資産小計 546,399 |
| 評価性引当額 — | 評価性引当額 — |
| 繰延税金資産合計 423,407 | 繰延税金資産合計 546,399 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| その他有価証券評価差額金 <u>△36,556</u> | その他有価証券評価差額金 <u>△34,805</u> |
| 繰延税金負債合計 <u>△36,556</u> | 繰延税金負債合計 <u>△34,805</u> |
| 繰延税金資産の純額 <u>386,850</u> | 繰延税金資産の純額 <u>511,594</u> |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |

(資産除去債務関係)

| 前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) |
|---|---|
| <p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p> | <p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p> |

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ケイマン | 合計 |
|------------|---------|------------|
| 19,756,670 | 833,179 | 20,589,849 |

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------|------------|------------|
| 農林中央金庫 | 12,204,592 | 投資運用業 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 2,340,426 | 投資運用業 |

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ケイマン | 合計 |
|------------|-----------|------------|
| 23,537,958 | 1,707,874 | 25,245,832 |

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------|------------|------------|
| 農林中央金庫 | 16,103,493 | 投資運用業 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 2,486,311 | 投資運用業 |

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 又は 氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------------------|---------------------------|-------------|---------------------------|-------------------|----------------------------|--|-------------------------------|------------------|--------------|--------------|
| 親会社 | 農林中央 金庫 | 東京都 千代田区 | 4,040,198 | 金融業 | 被所有 直接 66.66% | 当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、投資 一任契約等の締 結、投資助言契 約の締結 役員の兼任 | 資金の借入 に係る利息 の支払 (注1) | 8,210 | 短期借入 金 | 28,400,000 |
| | | | | | | | 運用受託報 酬の受取 (注2) | 6,045,161 | 未収投資 一任報酬 | 2,221,441 |
| | | | | | | | 投資助言報 酬の受取 (注2) | 5,021,561 | 未収投資 助言報酬 | 616,280 |
| その他 の関連 会社 | 全国共済 農業協同 組合連合 会 | 東京都 千代田区 | 756,537 | 金融業 | 被所有 直接 33.34% | 当社投資信託の 購入・募集・販 売の取扱、役員 の兼任 | 自己株式の 取得(注3) | 3,605,530 | — | — |
| | | | | | | | 投資信託購 入の立替 (注4) | — | 立替金追 加設定 | 40,418,740 |

(注1) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注2) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 自己株式の取得は、2021年3月31日に親会社との間で締結された株主間契約にもとづく取得価格により、2021年8月17日開催の当社株主総会の決定を経て、行われております。

(注4) 投資信託購入のための一時的な立替を行っています。取引条件については、当社と関連を有しない、他の取引先と同様の条件によっております。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 又は 氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----------------|--------------------|-------------|---------------------------|-------------------|----------------------------|-----------------|----------------|------------------|----|--------------|
| 親会社 の子会 社 | 農中信託 銀行株式 会社 | 東京都 千代田区 | 20,000 | 金融業 | — | 当社投資信託の 運用助言 | 自己株式の 取得(注) | 3,000,000 | — | — |

(注) 自己株式取得については、2021年7月28日開催の当社取締役会での決定を経て、当社定款に定められた金額、方法により行われております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 又は 氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容又は 職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------------|-------------|---------------------------|-------------------|----------------------------|--|-----------------------|------------------|--------------|--------------|
| 親会社 | 農林中央 金庫 | 東京都 千代田区 | 4,040,198 | 金融業 | 被所有 直接 66.66% | 当社投資信託 の購入・募 集・販売の取 扱、投資一任 契約等の締 結、投資助言 契約の締結 役員の兼任 | 運用受託報 酬の受取 (注1) | 5,822,158 | 未収投資 一任報酬 | 1,548,805 |
| | | | | | | | 投資助言報 酬の受取 (注1) | 9,591,359 | 未収投資 助言報酬 | 894,529 |

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 346,097円90銭 | 345,775円28銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | —銭 | —銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年3月31日) | 当事業年度 (2023年3月31日) |
|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額 (千円) | 17,114,873 | 20,560,561 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | 6,964,514 | 10,419,663 |
| (うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額) | (6,964,514) | (9,026,760) |
| (うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額) | (—) | (1,392,902) |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (千円) | 10,150,359 | 10,140,897 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株) | 29,328 | 29,328 |

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | 当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) |
|---------------------------------|---|---|
| 当期純利益金額 (千円) | 6,964,514 | 9,026,760 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | 6,964,514 | 9,026,760 |
| (うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額) | (6,964,514) | (9,026,760) |
| 普通株式に係る当期純利益金額 (千円) | — | — |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 33,180 | 29,328 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| | | 第31期中間会計期間 (2023年9月30日) |
|--------------------------|----------|----------------------------|
| 科 目 | 注記 番号 | 金 額 (千円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 11,560,377 |
| 分別金信託 | | 584,750 |
| 1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券 | | 500,000 |
| 前払費用 | | 399,061 |
| 未収委託者報酬 | | 1,919,635 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,074,508 |
| 未収投資助言報酬 | | 6,362,286 |
| 未収収益 | | 93 |
| その他 | | 58,138 |
| 流動資産計 | | 23,458,853 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 787,870 |
| 建物 | | 571,545 |
| 器具備品 | | 216,324 |
| 無形固定資産 | | 5,264 |
| 投資その他の資産 | | 1,408,638 |
| 投資有価証券 | | 660,761 |
| 長期差入保証金 | | 349,287 |
| 長期前払費用 | | 8,471 |
| 会員権 | | 6,700 |
| 繰延税金資産 | | 383,418 |
| 固定資産計 | | 2,201,773 |
| 資産合計 | | 25,660,626 |

| | | 第31期中間会計期間 (2023年9月30日) |
|--------------|----------|----------------------------|
| 科 目 | 注記 番号 | 金 額 (千円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 2,523,844 |
| 未払金 | | 837,819 |
| 未払運用委託料 | | 1,184,482 |
| 未払費用 | | 299,904 |
| 未払法人税等 | | 1,952,287 |
| 未払消費税等 | | 267,480 |
| 賞与引当金 | | 424,194 |
| 流動負債計 | | 7,490,014 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 307,573 |
| 役員退任慰労引当金 | | 23,800 |
| 固定負債計 | | 331,373 |
| 負債合計 | | 7,821,387 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 1,466,400 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | 366,600 |
| その他利益剰余金 | | 15,914,534 |
| 別途積立金 | | 8,538,121 |
| 繰越利益剰余金 | | 7,376,412 |
| 利益剰余金計 | | 16,281,134 |
| 株主資本計 | | 17,747,534 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 91,705 |
| 評価・換算差額等計 | | 91,705 |
| 純資産合計 | | 17,839,239 |
| 負債純資産合計 | | 25,660,626 |

(2) 中間損益計算書

| | | 第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日) |
|--------------|----------|--|
| 科 目 | 注記 番号 | 金 額 (千円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 3,992,503 |
| 運用受託報酬 | | 3,744,396 |
| 投資助言報酬 | | 4,970,688 |
| 営業収益計 | | 12,707,588 |
| 営業費用 | | |
| 外部運用委託料 | | 1,969,393 |
| 支払手数料 | | 666,400 |
| その他 | | 1,002,286 |
| 営業費用計 | | 3,638,079 |
| 一般管理費 | ※1 | 2,638,354 |
| 営業利益 | | 6,431,154 |
| 営業外収益 | ※2 | 34,773 |
| 営業外費用 | | 0 |
| 経常利益 | | 6,465,927 |
| 特別損失 | ※3 | 16,876 |
| 税引前中間純利益 | | 6,449,050 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,863,117 |
| 法人税等調整額 | | 115,214 |
| 法人税等合計 | | 1,978,332 |
| 中間純利益 | | 4,470,717 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

| 項目 | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|-------------------------------|-----------|---------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 10,127,103 | 19,031,825 | 20,498,225 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △ 7,221,408 | △ 7,221,408 | △ 7,221,408 |
| 利益準備金の積立 | | | | | | |
| 中間純利益 | | | | 4,470,717 | 4,470,717 | 4,470,717 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | △ 2,750,690 | △ 2,750,690 | △ 2,750,690 |
| 当中間期末残高 | 1,466,400 | 366,600 | 8,538,121 | 7,376,412 | 16,281,134 | 17,747,534 |

| 項目 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|----------------|-------------|
| | その他有価 証券評価差 額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 62,336 | 62,336 | 20,560,561 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 7,221,408 |
| 利益準備金の積立 | | | — |
| 中間純利益 | | | 4,470,717 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | 29,368 | 29,368 | 29,368 |
| 当中間期変動額合計 | 29,368 | 29,368 | △ 2,721,322 |
| 当中間期末残高 | 91,705 | 91,705 | 17,839,239 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 第31期中間会計期間 (2023年9月30日) | |
|----------------------------|-----------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額 | 188,639千円 |

(中間損益計算書関係)

| 第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日) | |
|--|----------|
| ※1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 51,208千円 |
| 無形固定資産 | 335千円 |
| ※2 営業外収益の主要項目 | |
| 受取配当金 | 33,384千円 |
| 有価証券利息 | 327千円 |
| 受取利息 | 60千円 |
| 投資信託売却益 | 164千円 |
| ※3 特別損失の主要項目 | |
| 固定資産除却損 | 737千円 |
| 有価証券評価損 | 16,139千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当中間会計期間 増加 | 当中間会計期間 減少 | 当中間会計期間末 |
|------------|---------|---------------|---------------|----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (株) | 29,328 | — | — | 29,328 |
| A種優先株式 (株) | 1 | — | — | 1 |
| B種優先株式 (株) | 1 | — | — | 1 |
| 合計 (株) | 29,330 | — | — | 29,330 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (千円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|--------|----------------|-------------------|------------|------------|
| 2023年6月26日 定時株主総会 | A種優先株式 | 6,401,056 | 6,401,056 | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |
| | B種優先株式 | 820,352 | 820,352 | 2023年3月31日 | 2023年6月27日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位: 千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------------------|------------|-----------|----|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (*1) | 659,074 | 659,074 | — |
| (2) その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券 (*2) | 500,000 | 500,050 | 50 |
| 資産計 | 1,159,074 | 1,159,124 | 50 |

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「預り金」、「未払運用委託料」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

(*2) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------|-------|---------|-------|---------|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 投資信託 | — | 659,074 | — | 659,074 |
| 資産計 | — | 659,074 | — | 659,074 |

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------|-------|---------|-------|---------|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| その他の関係会社有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| その他の関係会社社債 | — | 500,050 | — | 500,050 |
| 資産計 | — | 500,050 | — | 500,050 |

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位：千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|-----|------------|---------|----|
| 時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの | 金融債 | 500,000 | 500,050 | 50 |
| | 小計 | 500,000 | 500,050 | 50 |
| 時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの | 金融債 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 合計 | | 500,000 | 500,050 | 50 |

2. その他有価証券

当中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位：千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|-----|------------|---------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 551,764 | 400,805 | 150,959 |
| | 小計 | 551,764 | 400,805 | 150,959 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | 107,309 | 126,091 | △18,781 |
| | 小計 | 107,309 | 126,091 | △18,781 |
| 合計 | | 659,074 | 526,896 | 132,177 |

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当中間会計期間において、有価証券について16,139千円（その他有価証券16,139千円）減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

(デリバティブ取引関係)

第31期中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ケイマン | 合計 |
|------------|-----------|------------|
| 11,189,289 | 1,518,298 | 12,707,588 |

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------|-----------|------------|
| 農林中央金庫 | 7,384,733 | 投資運用業 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 1,231,229 | 投資運用業 |

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第31期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期中間会計期間 (2023年9月30日) |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | 346,776円67銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額 (千円) | 17,839,239 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | 7,668,972 |
| (うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円) | (4,470,717) |
| (うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額) (千円) | (3,198,255) |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円) | 10,170,266 |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 (株) | 29,328 |

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日) |
|--------------------------------------|--|
| 1 株当たり中間純利益金額 | 一銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額 (千円) | 4,470,717 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | 4,470,717 |
| (うちA種優先株式優先配当予定額・B種優先株式優先配当予定額) (千円) | (4,470,717) |
| 普通株式に係る中間純利益金額 (千円) | — |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 29,328 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

農林中金<パートナーズ>

J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資し、東証 REIT 指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。
- ② 不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証 REIT 指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）に分散投資を行います。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。
- ④ 運用の効率化を図るため、東証 REIT 指数先物取引を利用する場合があります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記の①から④のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）は、約款第 19 条の範囲で行います。
- ⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月 23 日。ただし、同日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。第 1 期の決算日は、平成 25 年 3 月 25 日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

農林中金<パートナーズ>J-REIT インデックスファンド（毎月分配型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、農中信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および信託金の限度額）

第3条 委託者は、金40,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については40,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込

者とし、第6条第1項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の取得単位、価額および手数料)

第12条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が独自に定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得申込に応じることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者が本項の取得申込をしようとする場合において、

委託者に対し、当該取得申込に係る受益権について、第 35 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者が独自に定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める農林中金<パートナーズ>J-REIT インデックス（毎月分配型）累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって応じることができるものとします。
- ③ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第 5 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 35 条第 3 項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 29 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第 3 項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第 1 項および第 2 項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 36 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する販売会社は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設

したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、第13条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款第19条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第8号および第9号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第20条、および第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第20条、および第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことが

できます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(先物取引等の運用指図)

第19条 委託者は、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 第1項第1号および第2号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者

に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、第 24 条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

第 28 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 24 日から翌月 23 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 期の計算期間は信託契約締結日から平成 25 年 3 月 25 日までとします。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 31 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）として投資信託財産の純資産総額に日々一定の率を乗じて得た額の合計を、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。なお、委託者は投資信託財産の規模等を考慮し、当該費用の一部を負担することおよび上限額を設定することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た額とします。

- ② 第 1 項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、投資信託財

産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 38 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第 35 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権に係る収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に係る収益分配

金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 第1項、第4項および第5項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、原則として、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

- ② 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行な

うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に10,000分の10の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥ 第5項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、第7項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ⑨ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑩ 第8項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑪ 第8項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁

に届け出ます。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第43条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了さ

せませす。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条および第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 47 条 (削除)

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 48 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行な

うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第 49 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 11 月 26 日 (信託契約締結日)

委託者

東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 高谷 正伸

受託者

東京都千代田区内神田一丁目 1 番 12 号
農中信託銀行株式会社
代表取締役社長 松本 浩志

